

● 居宅での暮らしを支える

要介護1～5の人	要支援1・2の人
<p><b>福祉用具貸与</b></p> <p>日常生活の自立を助けるための福祉用具の貸与が受けられます。</p> <p>●車いす ●車いす付属品 ●特殊寝台 ●特殊寝台付属品 ●床ずれ防止用具 ●体位変換器 ●手すり(工事をともなわないもの) ●スロープ(工事をともなわないもの) ●歩行器 ●歩行補助つえ ●認知症老人徘徊感知機器 ●移動用リフト(つり具を除く) ●自動排泄処理装置</p> <p>■要介護度により、下記の福祉用具は原則として保険給付の対象となりません。 【要支援1・2、要介護1の人】車いす(付属品含む)、特殊寝台(付属品含む)、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト(つり具を除く) 【要支援1・2、要介護1～3の人】自動排泄処理装置</p> <p>◆利用者負担について</p> <p>月々の利用限度額の範囲内で、貸与(レンタル)費用の1割(または2割)が利用者負担となります。</p>	<p><b>介護予防福祉用具貸与</b></p> <p>福祉用具のうち、介護予防に役立つものについて貸与が受けられます。</p> <p>◆利用者負担について</p> <p>月々の利用限度額の範囲内で、貸与(レンタル)費用の1割(または2割)が利用者負担となります。</p>
<p><b>特定福祉用具販売</b> (福祉用具購入費の支給)</p> <p>入浴や排せつなどに使用する福祉用具を購入したとき、購入費が支給されます。</p> <p>❗申請が必要です。</p> <p>●腰掛便座 ●入浴補助用具 ●自動排泄処理装置の交換可能部品 ●簡易浴槽 ●移動用リフトのつり具</p> <p>◆利用者負担について</p> <p>同年度で10万円を上限に、費用の9割(または8割)が支給され、利用者は1割(または2割)を負担します。</p> <p>■都道府県の指定を受けた事業者から購入した場合のみ、福祉用具購入費支給の対象となります。 ■事業所ごとに「福祉用具専門相談員」が配置されていますので、購入の際は相談しましょう。</p>	<p><b>特定介護予防福祉用具販売</b></p> <p>入浴や排せつなどに使用する福祉用具のうち介護予防に役立つ用具を購入したとき、購入費が支給されます。</p> <p>❗申請が必要です。</p> <p>◆利用者負担について</p> <p>同年度で10万円を上限に、費用の9割(または8割)が支給され、利用者は1割(または2割)を負担します。</p>
<p><b>住宅改修費支給</b></p> <p>手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、住宅改修費が支給されます。</p> <p>❗事前に申請が必要です。</p> <p>●滑りの防止・移動の円滑化などのための床または通路面の材料の変更 ●手すりの取り付け ●段差の解消 ●引き戸などへの扉の取り替え ●洋式便器などへの便器の取り替え ※上記の改修に伴って必要となる改修も対象となります。</p> <p>◆利用者負担について</p> <p>20万円を上限に、費用の9割(または8割)が支給され、利用者は1割(または2割)を負担します。</p>	<p><b>介護予防住宅改修費支給</b></p> <p>介護予防に役立つ、手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、住宅改修費が支給されます。</p> <p>❗事前に申請が必要です。</p> <p>◆利用者負担について</p> <p>20万円を上限に、費用の9割(または8割)が支給され、利用者は1割(または2割)を負担します。</p>